株式移転に係る事前開示書類

(会社法第 803 条第1項及び会社法施行規則第 206 条に基づく開示書類)

2023 年6月8日

日本ピストンリング株式会社

株式移転に係る事前開示書類

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号 日本ピストンリング株式会社 代表取締役社長 高橋 輝夫

当社および株式会社リケン(以下「リケン」といい、当社およびリケンを総称して「両社」といいます。)は、2023年5月23日をもって、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により、両社の完全親会社となるリケンNPR株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)を設立し、経営統合を行うこと(以下「本経営統合」といいます。)に合意し、2023年5月23日開催の両社の取締役会において決議のうえ、同日付で本株式移転に関する株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を両社共同で作成しました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

- 1. 本株式移転計画の内容 別添1「株式移転計画書(写)」をご参照ください。
- 2. 会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項
- (1) 株式移転対価の総数および割当ての相当性に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率(以下「本株式移転比率」といいます。)を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容(本株式移転比率)

	リケン	当社
株式移転比率	2	1.02

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.02株を、リケンの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2株を割当交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、当社又はリケンの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数 (予定)

普通株式: 28,031,005株

上記は当社の2023年3月31日時点における発行済株式総数(8,374,157株)及びリケンの2023年3月31日時点における発行済株式総数(10,688,866株)に基づいて記載しております。但し、当社及びリケンは、本株式移転の効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、本効力発生日の直前(以下「基準時」といいます。)においてそれぞれが保有するすべての自己株式(本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買収請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しているため、当社が2023年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式583,728株及びリケンが2023年3月31日時点で保有する自己株式であ

る普通株式646,482株については、上記算出において、新株式の交付の対象から除外しております。なお、基準時までに実際に消却される自己株式数については現状において未確定であり、共同持株会社が交付する新株式数については、今後変更が生じる可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、当社及びリケンの株主の皆様に割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、当社の株式を99株以上、またはリケンの株式を50株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又はリケンの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社及びリケンの 株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他 の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満 株式を買い取ることを共同持株会社に請求することが可能です。また、共同持 株会社の定款に定める予定の規定に基づき、その保有する単元未満株式の数と 併せて1単元となる株式を共同持株会社から買い増すことも可能とする予定で す。

② 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

ア 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びリケンは、「① 本株式移転に係る割当ての内容(本株式移転比率)」に記載の本株式移転比率を決定するにあたり、本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、リケンは株式会社アイ・アール ジャパン(以下「アイ・アール ジャパン」といいます。)を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、株価動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「① 本株式移転に係る割当ての内容(本株式移転比率)」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2023年5月23日開催の両社の取締役会において本経営統合について決議のうえ、同日付で本経営統合に関する契約を締結するとともに本株式移転計画を両社共同で作成いたしました。

イ 算定の概要

野村證券は、本株式移転比率について、当社及びリケンの株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、当社及びリケンにはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、リケンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を2株割当てる場合に、当社の普通株式1株に割当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.97~1.09
類似会社比較法	0.94~1.44
DCF法	0.92~1.30

なお、市場株価平均法については、2022年7月27日に両社間で締結した経営統合に関する基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)の締結を公表した2022年7月27日の前営業日である2022年7月26日を算定基準日①として、算定基準日①の株価終値、2022年7月20日から算定基準日①までの5営業日の株価終値平均、2022年6月27日から算定基準日①までの1ヶ月間の株価終値平均、2022年4月27日から算定基準日①までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年1月27日から算定基準日①までの6ヶ月間の株価終値平均、並びに2023年5月22日を算定基準日②として、算定基準日②の株価終値、2023年5月16日から算定基準日②までの5営業日の株価終値平均、2023年4月24日から算定基準日②までの3ヶ月間の株価終値平均、2023年2月24日から算定基準日②までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年11月24日から算定基準日②までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2023年5月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、リケンの財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い当社及びリケンの財務状況が推移することを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社及びリケンの事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までの当社の事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期において、仕入れコストの販売価格への転嫁等の企業努力が業績に寄与し、対前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、野村證券がDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までのリケンの事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、原材料費やエネルギー価格・外注費等の仕入コスト増加に対する販売価格への転嫁や合理化活動等の企業努力などの要因で、対前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。

アイ・アール ジャパンは、本株式移転比率について、リケン及び当社の株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、リケン及び当社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、リケンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を2株割当てる場合に、当社の普通株式1株に割当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.97~1.09
類似会社比較法	0.95~1.26
DCF法	0.65~1.42

なお、市場株価平均法については、本基本合意書の締結を公表した2022年7月27日の前営業日である2022年7月26日を算定基準日①として、算定基準日①の株価終値、2022年6月27日から算定基準日①までの1ヶ月間の株価終値平均、2022年4月27日から算定基準日①までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年1月27日から算定基準日①までの6ヶ月間の株価終値平均、並びに2023年5月22日を算定基準日②として、算定基準日②の株価終値、2023年4月24日から算定基準日②までの1ヶ月間の株価終値平均、2023年2月24日から算定基準日②までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年11月24日から算定基準日②までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

アイ・アール ジャパンは、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アイ・アール ジャパンの株式移転比率の算定は、2023年5月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、リケンの財務予測その他将来に関する情報については、リケンの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従いリケン及び当社の財務状況が推移することを前提としております。

なお、アイ・アール ジャパンがDCF法による算定の前提としたリケン及び当社の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、アイ・アール ジャパンがDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までのリケン及び当社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、リケンにおいては、原材料費やエネルギー価格・外注費等の仕入コスト増加に対する販売価格への転嫁や合理化活動等の企業努力などの要因で、2025年3月期において大幅な増益となることが見込まれております。また、当社においては、仕入れコストの販売価格への転嫁等の企業努力が業績に寄与し、2024年3月期において大幅な増益となることが見込まれております。

ウ 算定機関との関係

算定機関である野村證券及びアイ・アール ジャパンのいずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

エ 共同持株会社の上場申請に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場(テクニカル上場)の申請を行う予定です。上場日は、共同持株会社の設立登記日である2023年10月2日を予定しております。

また、両社は、本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に伴い、2023年9月28日をもって上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、当社及びリケンの株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができます。

なお、当社は、現在その普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、同市場上場維持基準のうち「流通株式時価総額」について基準を充たしていないため、2021年11月29日付で「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画

書」(以下「本計画書」といいます。)を提出し、経過措置の適用を受けております。新規上場を行う予定の共同持株会社の「流通株式時価総額」は、現時点においては上記基準を充足することを想定しており、本計画書につきましては、上記テクニカル上場申請が東京証券取引所に承認されることを条件として留保いたしますが、引き続きその計画の趣旨に従い企業価値向上に努めてまいります。

オ 公正性を担保するための措置

両社は、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために、 以下の措置を実施しております。

(ア)独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、当社の株主の皆様のために、当社及びリケンから独立した第三者算定機関である野村證券より、2023年5月23日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「②本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠」の「イ 算定の概要」をご参照ください。

他方、リケンは、リケンの株主の皆様のために、リケン及び当社から独立した 第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンより、2023年5月23日付で、株式移 転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「②本株式移 転に係る割当ての内容の算定根拠」の「イ 算定の概要」をご参照ください。

(イ)独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式移転の法務アドバイザーとして、丸の内総合法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

他方、リケンは、本株式移転の法務アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について 法的な観点から助言を受けております。

なお、丸の内総合法律事務所及びシティユーワ法律事務所は、いずれも当社及 びリケンから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

カ 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、当社とリケンとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金および準備金等に関する事項

共同持株会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおり決定し、これを相当と 判断いたしました。

- 1. 資本金の額 5,000,000,000円
- 2. 資本準備金の額 1,250,000,000円
- 3. 利益準備金の額 0円

これら資本金および準備金の額は、共同持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、 両社の間で協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであり、相当で あると判断しています。

(3) 自己株式および両社に割り当てられる共同持株会社の株式の取り扱い

両社は、本株式移転の効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、本効力発生日の直前(基準時)においてそれぞれが保有するすべての自己株式(本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買収請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しているため、各社の自己株式につき共同持株会社の株式の割当てがなされることは予定しておりません。ただし、基準時までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が交付する上記「①本株式移転に係る割当ての内容(本株式移転比率)(注2)」記載の新株式数については、今

後変更が生じる可能性があります。

3. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項 共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時において当社及びリケンが発行している以 下の表第1欄に掲げる新株予約権(以下「割当対象新株予約権」といいます。)の新株予約権 者に対し、割当対象新株予約権に代わり、割当対象新株予約権の総数と同数の、以下の表第2 欄に掲げる新株予約権(以下「共同持株会社発行新株予約権」といいます。)を交付いたしま す。共同持株会社は、基準時における割当対象新株予約権の新株予約権者に対し、その保有 する割当対象新株予約権1個に対して共同持株会社発行新株予約権1個の割合をもって割り 当てます。

かかる取扱いは、本株式移転の株式移転比率を前提として、割当対象新株予約権と実質的 に同内容かつ同数の共同持株会社発行新株予約権を交付するものであり、相当であると判断 しております。

リケン

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
1	株式会社リケン	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2014年6月発行新株予約権	転計画	2023 年第 1 回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙 2	ョン)	別紙 2
		1-(1)		2-(1)
2	株式会社リケン	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2015年6月発行新株予約権	転計画	2023 年第 2 回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙 2	ョン)	別紙 2
		1-2		2-2
3	株式会社リケン	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2016年6月発行新株予約権	転計画	2023 年第 3 回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙 2	ョン)	別紙 2
		1-3		2-3
4	株式会社リケン	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2017年6月発行新株予約権	転計画	2023 年第 4 回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙 2	ョン)	別紙 2
		1-4		2-4

当社

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
1	日本ピストンリング株式会社	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2008年6月発行新株予約権	転計画	2023年第5回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙3	ョン)	別紙3
		1-(1)		2-(1)
2	日本ピストンリング株式会社	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2013年6月発行新株予約権	転計画	2023年第6回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙3	ョン)	別紙3

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
		1-2		2-2
3	日本ピストンリング株式会社	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2014年6月発行新株予約権	転計画	2023年第7回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙3	ョン)	別紙3
		1-3		2-3
4	日本ピストンリング株式会社	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2015年6月発行新株予約権	転計画	2023年第8回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙3	ョン)	別紙3
		1-4		2-4
(5)	日本ピストンリング株式会社	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2016年6月発行新株予約権	転計画	2023年第9回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙3	ョン)	別紙3
		1-(5)		2-(5)
6	日本ピストンリング株式会社	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2017年6月発行新株予約権	転計画	2023年第10回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙3	ョン)	別紙3
		1-6		2-6
7	日本ピストンリング株式会社	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2018年6月発行新株予約権	転計画	2023年第11回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙3	ョン)	別紙3
		1-7		2-7
8	日本ピストンリング株式会社	株式移	リケンNPR株式会社	株式移
	2019年6月発行新株予約権	転計画	2023年第12回新株予約権	転計画
	(株式報酬型ストックオプシ	書	(株式報酬型ストックオプシ	書
	ョン)	別紙3	ョン)	別紙3
		1-8		2-8

4. リケンに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

リケンの2023年3月期に係る計算書類等の内容は、別添2「株式会社リケンの2023年3月期に係る計算書類等の内容」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産 の状況に重要な影響を与える事象

ア 剰余金の配当

リケンは、①2023年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたリケンの普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を、また、②2023年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたリケンの普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を限度とする剰余金の配当を行うことを予定しております。

イ 自己株式の消却

リケンは、本効力発生日の直前(基準時)において保有するすべての自己株式(本株式 移転に際して、会社法第806条1項の規定に基づいてなされる株式買取請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しております。

ウ 株式取得による企業結合

リケンは、2023年5月9日付で、JFE継手株式会社の株式76.56%をJFEスチール株式会社より取得し、同社を日本継手株式会社(以下「日本継手」といいます。)に商号変更し、子会社化を完了しております。当該株式取得の詳細は、以下のとおりです。

① 株式の取得の理由

近年、自動車業界は 100 年に一度と言われる大きな変革の中にあり、リケンの主力事業であるエンジン部品をめぐる市場認識は厳しくなっております。リケンは、中期計画「PLAN2022」において掲げているとおり、次世代新事業として非ICE(Internal-combustion engine=自動車エンジン等の内燃機関)事業の拡大を企図し、親和性の高い事業領域におけるポートフォリオの拡充のため、M&A の積極的な活用を検討してまいりました。

日本継手は、リケンによる株式取得以前、JFE グループの一員として「JFE グループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」を企業理念に、幅広いラインナップの配管継手を製造・販売しており、高品質な製品力を背景に多くの顧客との長年にわたる取引を通じた強固なリレーションを保持し、業界のリーディングプレイヤーの一角として地位を有しておりました。

日本継手は、ガス管継手分野において確固たるプレゼンスを有している一方、リケンとは主力商品が的確に棲み分けられているものと認識しており、今後もライフラインを支える重要製品である配管継手の製造・販売において、リケン及び日本継手が適時適切に供給責任を果たしていくために、商品の品揃えや研究開発、拡販など、本株式取得により幅広くシナジー効果を期待することが出来ます。さらに、リケン及び日本継手が有する技術・ノウハウや知見を融合することで、大幅な生産性改善や高品質の製品を供給できるサステナブルな体制の確立も可能となることにくわえ、リケングループのカーボンニュートラルに向けた気候変動問題への取組みも加速することができるものと考え、株式取得を決定するに至りました。

リケンは、日本継手をリケングループに迎え、リケン及び日本継手の強みを活か した高品質な製品を顧客へ継続して提供することで、中長期的な経営の安定を通 じた持続的な成長及び企業価値向上の実現を目指してまいります。

② 株式を取得した子会社の概要(株式取得時)

② 休八と取行した丁云性の似安(休八取行時)				
(1)名 称	JFE継手株式会社(現・日本継手株式会社)			
(2)所 在 地	大阪府岸和田市田治米町153番地の1			
(3) 代表者の氏名・役職	代表取締役社長 寺内 琢雅			
(4)事業内容	ガス、水道、その他配管用継手及び建築・産業機械			
	部品の製造並びに販売、プレハブ配管加工			
(5)資 本 金	9億5,895万円			
(6) 設 立 年 月 日	1935年4月27日			
(7)大株主及び持株比率	JFE スチール株式会社 (86.55%) 、大阪瓦斯株式会			
	社 (6.06%) 、損害保険ジャパン株式会社			
	(2.50%) 、新和産業株式会社(1.56%) 、あいおい			
	ニッセイ同和損害保険株式会社(1.25%)、古林産			
	業機具株式会社(1.04%)、株式会社オーテック			
	(1. 04%)			
(8) リケンと当該会社と	資本関係・人的関係・取引関係のいずれも、リケン			
の間の関係	と当該会社との間には、記載すべき取引関係はあり			
	ません。また、リケンの関係者及び関係会社と当該			
	会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資			
	本関係・人的関係・取引関係は、ありません。			
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態				

			決	算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
連	結	純	資	産	11,433 百万円	10,046 百万円	9,840 百万円
連	結	総	資	産	16,776 百万円	15,298 百万円	15,168 百万円
1 🕴	株当な	こり連	結純資	資 産	1, 188. 95 円	1,044.92 円	1,023.29 円
連	結	売	上	高	13,241 百万円	11,428 百万円	12,469 百万円
連	結	営業	制	益	400 百万円	75 百万円	278 百万円
連	結	経常	1 利	益	450 百万円	107 百万円	293 百万円
親:	会社核	未主に	帰属	する	277 百万円	▲1,335 百万円	▲50 百万円
当其	期 純禾	引益 (純損	失)			
1 杉	朱当た	り連結員	当期純	利益	28.80 円	▲138.83 円	▲5.19 円
1	株当	たり	配当	金	15.50 円	0.00 円	0.00 円

③ 取得株式数及び取得・譲渡前後の所有株式の状況

9 4KH NC 68/20 4KH BERKH R 1/1 H NC 6 7 KH		
(1) 異動前の所有株式数	0株	
	(議決権の数:0個)	
	(議決権所有割合:0%)	
(2) 取得株式数	7,362,000 株	
	(議決権の数:7,362,000 個)	
(3)取得価額	相手先との守秘義務により、非開示とさせていただ	
	きます。	
(4) 異動後の所有株式数	7,362,000 株	
	(議決権の数:7,362,000 個)	
	(議決権所有割合:76.56%)	

(注)取得価額につきましては第三者によるデュー・ディリジェンス結果並びに株式価値算定結果を踏まえて相手方と協議を重ね、最終的に合理性のある価額として、リケン取締役会の決議を得たうえで決定しております。

エ 多額の資金の借入

リケンは、日本継手株式会社(旧JFE継手株式会社)の株式取得に要する資金の充当として、2023年3月22日開催の取締役会決議に基づき、同年4月28日に、以下のとおり借入を実行いたしました。

ア 借入先:株式会社みずほ銀行

イ 借入金額:3,000百万円

ウ 借入利率:基準金利+スプレッド

工 借入実行日: 2023年4月28日

才 借入期間:5年

カ 担保の有無:無担保、無保証

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

ア 剰余金の配当

当社は、①2023年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり50円を、また、②2023年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり35円を限度とする剰余金の配当を行うことを予定しております。

イ 自己株式の消却

当社は、本効力発生日の直前(基準時)において保有するすべての自己株式(本株式移転に際して、会社法第806条1項の規定に基づいてなされる株式買取請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却することを予定しております。

以上

株式移転計画書(写)

株式会社リケン(以下「甲」という。)及び日本ピストンリング株式会社(以下「乙」という。)は、共同株式移転による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり、共同してこの株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条(本株式移転)

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立日(第7条に定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとし、これにより甲及び乙は、新会社の完全子会社となる。

第2条 (新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項)

- 1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 目的
 - 新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
 - 新会社の商号は、リケンNPR株式会社とし、英文では、NPR-RIKEN CORPORATIONと表示する。
 - (3) 本店の所在地
 - 新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区三番 町8番地1とする。
 - (4) 発行可能株式総数
 - 新会社の発行可能株式総数は、59,935,000株とする。
- 2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条 (新会社の設立時における取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

1. 新会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は、次のとおりとする。

取締役(代表取締役会長兼CEOに選定予定) 前川 泰則 取締役(代表取締役社長兼C00に選定予定) 高橋 輝夫 伊藤 薫 取締役 取締役 坂本 裕司 取締役 坂場 秀博 藤田 雅章 取締役 社外取締役 (非常勤) 平野 英治 社外取締役(非常勤) 黒澤 昌子

2. 新会社の設立時監査等委員とする設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役(監査等委員) 渡辺 孝栄 取締役(監査等委員) 越場 裕人 社外取締役(監査等委員) (非常勤) 本多 修 社外取締役(監査等委員) (非常勤) 木村 博紀 社外取締役(監査等委員) (非常勤) 佐久間 達哉

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条(本株式移転に際して交付する新会社の株式の数及びその割当てに関する事項)

- 1. 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、甲が基準時時点で発行している普通株式数の合計に2を乗じて得た数、及び乙が基準時時点で発行している普通株式数の合計に1.02を乗じて得た数を合計した数と同数の新会社の普通株式(以下「交付株式」という。)を交付する。
- 2. 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合(以下「株式移転比率」という。)をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式2株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.02株
- 3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条 (新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 5,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額 1,250,000,000円
- (3) 利益準備金の額 0円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

- 1. 新株予約権の交付
 - (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から④までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄	第2欄		
	名称	内容	名称	内容
1	株式会社リケン	別紙2	リケンNPR株式会社	別紙2
	2014年6月発行新株予約権	1-(1)	2023年第1回新株予約権	2-(1)
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
	ョン)		ョン)	
2	株式会社リケン	別紙2	リケンNPR株式会社	別紙2
	2015年6月発行新株予約権	1-2	2023年第2回新株予約権	2-2
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
	ョン)		ョン)	
3	株式会社リケン	別紙2	リケンNPR株式会社	別紙2
	2016年6月発行新株予約権	1-3	2023年第3回新株予約権	2-3
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
	ョン)		ョン)	
4	株式会社リケン	別紙2	リケンNPR株式会社	別紙2
	2017年6月発行新株予約権	1-4	2023年第4回新株予約権	2-4
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
	ョン)		ョン)	

(2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げ

る乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する乙の新株 予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社 の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
1	日本ピストンリング株式会社	別紙3	リケンNPR株式会社	別紙3
	2008年6月発行新株予約権	1-(1)	2023年第5回新株予約権	2-(1)
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
	ョン)		ョン)	
2	日本ピストンリング株式会社	別紙3	リケンNPR株式会社	別紙3
	2013年6月発行新株予約権	1-2	2023年第6回新株予約権	2-2
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
	ョン)		ョン)	
3	日本ピストンリング株式会社	別紙3	リケンNPR株式会社	別紙3
	2014年6月発行新株予約権	1-3	2023年第7回新株予約権	2-3
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
	ョン)		ョン)	
4	日本ピストンリング株式会社	別紙3	リケンNPR株式会社	別紙3
	2015年6月発行新株予約権	1-4	2023年第8回新株予約権	2-4
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
	ョン)	7.17.4	ョン)	
(5)	日本ピストンリング株式会社	別紙3	リケンNPR株式会社	別紙3
	2016年6月発行新株予約権	1-5	2023年第9回新株予約権	2-⑤
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
		DILAT O	ョン)	HILAR O
6	日本ピストンリング株式会社	別紙3	リケンNPR株式会社	別紙3
	2017年6月発行新株予約権	1-6	2023年第10回新株予約権	2-6
	(株式報酬型ストックオプシ		(株式報酬型ストックオプシ	
7	ョン) 日本ピストンリング株式会社	別紙3	ョン) リケンNPR株式会社	日日冬氏の
7	2018年6月発行新株予約権	, , , , , ,	リクンNPR休式会社 2023年第11回新株予約権	別紙3 2-⑦
	2018年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプシ	1-7	2023年第11回新株ア約権 (株式報酬型ストックオプシ	2-(1)
	ョン)		コン)	
(8)	ョン) 日本ピストンリング株式会社	別紙3	リケンNPR株式会社	別紙3
0	2019年6月発行新株予約権	が成る 1-8	2023年第12回新株予約権	が取る 2-8
	(株式報酬型ストックオプシ	1-0	2023年第12回初休了が権 (株式報酬型ストックオプシ	2-0
	ョン)		ョン)	
	47)		1 × /	

2. 新株予約権の割当て

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権者に対し、その所有する 前項第(1)号の表の①から④までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に 掲げる新会社の新株予約権1個を割当てる。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙の新株予約権者に対し、その所有する 前項第(2)号の表の①から⑧までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に 掲げる新会社の新株予約権1個を割当てる。

第7条 (新会社の設立の日)

新会社の設立の登記をすべき日(以下「成立日」という。)は、令和5年10月2日とする。ただし、

本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条(株式移転計画承認株主総会)

- 1. 甲は、令和5年6月23日を開催日として株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
- 2. 乙は、令和5年6月23日を開催日として株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
- 3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、合意により、前二項に 定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を 変更することができる。

第9条 (新会社の株式上場、株主名簿管理人)

- 1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のプライム市場への上場を予定し、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手続を行う。
- 2. 甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、東京証券取引所のプライム市場の上場が維持されるよう、相互に協力して必要な手続を行う。
- 3. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条 (剰余金の配当)

- 1. 甲は、令和5年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を限度として剰余金の配当を行うことができる。また、甲は、令和5年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を限度として、中間配当を行うことができる。
- 2. 乙は、令和5年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり50円を限度として剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、令和5年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり35円を限度として、中間配当を行うことができる。
- 3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。但し、甲乙協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第11条(自己株式の消却)

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)を、基準時において消却する。

第12条 (会社財産の管理等)

- 1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって 自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる 管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、甲及 び乙は、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画に特 段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲乙協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、 又はこれを行わせる。
- 2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の 合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、 速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議する。

第13条(本計画の効力)

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの許認可若しくは承認が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合は、その効力を失う。

第14条 (株式移転条件の変更又は本株式移転の中止)

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの期間、甲又は乙の財産状態又は経営状態に大幅な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合、甲乙協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は、本計画を中止することができる。

第15条(誠実協議)

本計画に定めのない事項その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲乙が誠実に協議の上、合意により定める。

以上のとおり本計画を作成したことを証するため、甲及び乙は本計画を2通作成し、各自記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年5月23日

(甲)

東京都千代田区三番町8番地1 株式会社リケン 代表取締役社長 前川 泰則

(乙)

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号 日本ピストンリング株式会社 代表取締役社長 高橋 輝夫

リケンNPR株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、リケンNPR株式会社と称し、英文では、NPR-RIKEN CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 精密機械部品の開発・製造・販売
- (2) 輸送用、建設機械用、農業機械用、船舶用、航空機用の部品の開発・製造・販売
- (3) 配管機材の開発・製造・販売
- (4) 電熱線及び加熱装置の開発・製造・販売
- (5) 電気・通信・電子機器及び部品の開発・製造・販売
- (6) 医療用・災害救急用の設備、機械、器具及びその部品、部材等関連製品の開発・製造・販売
- (7) 工業炉・焼却炉の開発・設置工事
- (8) 電磁環境試験施設の開発・設置工事及び同試験設備の販売及び測定サービス
- (9) 再生可能エネルギー用、脱炭素化用機器及び部品の開発・製造・販売及び発電サービス
- (10)建設業、不動産業並びに運送、人材派遣、用品販売、燃料販売、保険販売、スポーツ施設の 運営及び金融等のサービス業
- (11)前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、監査等委員会設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子 公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、59,935,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元株式数に満たない株式(以下、「単元未満株式」という。)について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役が複数のときは、取締役会が予め定めた順序により、株主総会を招集し、議長となる。
- 3 代表取締役に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子 提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

但しこの場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長、取締役の権限)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって選定した取締役がこれを招集し、議長となる。

2 前項の取締役会議長に欠員又は事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに当る。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の2日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役への委任)

第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(取締役会規則)

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日より2日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第39条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から2024年3月31日までとする。

(取締役等の最初の報酬)

第2条 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、400,000,000円以内とする。

- 2 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の総額は、60,000,000円以内とする。
- 3 第30条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。)の報酬等のうち、 株式報酬として割り当てる譲渡制限付株式(以下、「本譲渡制限付株式」という。)に関する報酬 等として支給する金銭報酬債権の総額を100,000,000円以内、割り当てる株式の数を100,000株以内 とし、内容は次のとおりとする。
 - (1) 本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日より当会社及びその子

会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間(以下、「譲渡制限期間」という)、当該本譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

- (2) 当会社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社及びその子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた本譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。また、その割り当てられた本譲渡制限付株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。
- (3) 当会社は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、本譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、本譲渡制限付株式の割当てを受ける。
- (4) 本譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該本譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以 上

別紙2

1 株式会社リケンの発行している新株予約権

① 株式会社リケン2014年6月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2014年7月15日~ 2044年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

② 株式会社リケン2015年6月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2015年7月15日~ 2045年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

③ 株式会社リケン2016年6月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1

新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2016年7月14日~ 2046年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

④ 株式会社リケン2017年6月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2017年7月13日~ 2047年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締 役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

(注)1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、株式会社リケンが株式会社リケン普通株式の株式分割(株式会社リケン普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該

基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、株式会社リケンが合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、株式会社リケンは、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、株式会社リケンは調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、株式会社リケンの取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、 新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 新株予約権の取得条項

株式会社リケンは、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株式会社リケン株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、株式会社リケン取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、株式会社リケン取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 株式会社リケンが消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 株式会社リケンが分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 株式会社リケンが完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 株式会社リケンの発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について 株式会社リケンの承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について株式会社リケンの承認を要すること又は当該種類の株式について株式会社リケンが株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

株式会社リケンが、合併(株式会社リケンが合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ株式会社リケンが分割会社となる場合に限る。)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ株式会社リケンが完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日

(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちい ずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

上記準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を 要する。

2 リケンNPR株式会社が発行する新株予約権

① リケンNPR株式会社 第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2044年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

② リケンNPR株式会社 第2回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2045年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

③リケンNPR株式会社 第3回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2

新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2046年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

④リケンNPR株式会社 第4回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数 (株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2047年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

(注)1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は200株とする。ただし、リケンNPR株式会社がリケンNPR株式会社普通株式の株式分割(リケンNPR株式会社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、リケンNPR株式会社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、リケンNPR株式会社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、リケンNPR株式会社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、リケンNPR株式会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 新株予約権の取得条項

リケンNPR株式会社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につきリケンNPR株式会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、リケンNPR株式会社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、リケンNPR株式会社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① リケンNPR株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② リケンNPR株式会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ リケンNPR株式会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ リケンNPR株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得についてリケンNPR株式会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得についてリケンNPR株式会社の承認を要すること又は当該種類の株式についてリケンNPR株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

リケンNPR株式会社が、合併(リケンNPR株式会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれリケンNPR株式会社が分割会社となる場合に限る。)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれリケンNPR株式会社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設

分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる 日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前にお いて残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に 対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、 以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条 件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちい ずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

上記に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を 要する。

別紙3

- 1 日本ピストンリング株式会社の発行している新株予約権
- ① 日本ピストンリング株式会社 2008 年 6 月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2008年8月1日~ 2033年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

② 日本ピストンリング株式会社 2013 年 6 月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2013年8月1日~ 2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権(/)護進に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③ 日本ピストンリング株式会社 2014 年 6 月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション) の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2014年8月1日~ 2039年 7 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 日本ピストンリング株式会社 2015 年 6 月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション) の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2015年8月1日~ 2040年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑤ 日本ピストンリング株式会社 2016 年 6 月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション) の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2016年7月30日~ 2041年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑥ 日本ピストンリング株式会社 2017 年 6 月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション) の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2017年8月1日~ 2042年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑦ 日本ピストンリング株式会社 2018 年 6 月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション) の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2018年8月1日~ 2043年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧ 日本ピストンリング株式会社 2019 年 6 月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2019年8月1日~ 2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)は、100株とする。

なお、日本ピストンリング株式会社がその普通株式につき、株式分割(日本ピストンリング株式会社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が日本ピストンリング株式会社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、日本ピストンリング株式会社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、日本ピストンリング株式会社は、日本ピストンリング株式会社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関 する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、日本ピストンリング株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、日本ピストンリング株式会社と新株 予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 新株予約権の取得条項

日本ピストンリング株式会社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき日本ピストン

リング株式会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 日本ピストンリング株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 日本ピストンリング株式会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 日本ピストンリング株式会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の 議案
- ④ 日本ピストンリング株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の 取得について日本ピストンリング株式会社の承認を要することについての定めを設ける定 款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について日本ピストンリング株式会社の承認を要すること又は当該種類の株式について日本ピストンリング株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 6 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

日本ピストンリング株式会社が合併(日本ピストンリング株式会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ日本ピストンリング株式会社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ日本ピストンリング株式会社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」 に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後 行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式 の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始 日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項 前記「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

2 リケンNPR株式会社が発行する新株予約権

①リケンNPR株式会社 第5回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2033年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

②リケンNPR株式会社 第6回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月 2 日~ 2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。

新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株丁刹権を行使した際に生する 株に満たな い農物の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③ リケンNPR株式会社 第7回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2039年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ リケンNPR株式会社 第8回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2040年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権(/)護進に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6

い端数の取決め

新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株 式の数に1株に満たない端数がある場合には、こ れを切り捨てるものとする。

⑤ リケンNPR株式会社 第9回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月 2 日~ 2041年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑥ リケンNPR株式会社 第10回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数 (株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2042年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑦ リケンNPR株式会社 第11回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2043年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧ リケンNPR株式会社 第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)の内容

新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(譲渡価額) (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日~ 2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役 会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たな い端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)は、102株とする。

なお、リケンNPR株式会社がその普通株式につき、株式分割(リケンNPR株式会社普

通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案がリケンNPR株式会社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、リケンNPR株式会社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、リケンNPR株式会社は、リケンNPR株式会社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、リケンNPR株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、リケンNPR株式会社と新株予約権 者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 新株予約権の取得条項

リケンNPR株式会社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につきリケンNPR株式会社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① リケンNPR株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② リケンNPR株式会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ リケンNPR株式会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ リケンNPR株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得に

ついてリケンNPR株式会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認 の議案

- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得についてリケンNPR株式会社の承認を要すること又は当該種類の株式についてリケンNPR株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 6 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

リケンNPR株式会社が合併(リケンNPR株式会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれリケンNPR株式会社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれリケンNPR株式会社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」 に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後 行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式 の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始 日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

- ① 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を 要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項

前記「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(日本、インドは4月~3月、それ以外は1月~12月)における世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限が緩和したことなどにより回復がみられたものの、地政学的リスクに起因する高インフレや米欧を中心とした政策金利の引き上げ等の影響もあり、弱含みでの推移となりました。

わが国においても、個人消費をはじめ経済活動は持ち直しの動きが見られたものの、原材料価格並びにエネルギー価格の高騰や為替相場の急激な変動等の影響により、景気回復に力強さは見られませんでした。

当社グループと関連の深い自動車産業につきましては、対前期比で自動車生産は増加したものの、依然として半導体の部品不足などにより、各国の自動車生産は本格的な回復には至りませんでした。

このような状況のなか、当連結会計年度における当社グループ売上高は、自動車生産台数の回復や円安による為替影響により86,382百万円(前期比10.2%増)の増収となりました。営業利益は、円安による増益効果はあったものの原材料費やエネルギー価格の高騰の影響等により4,676百万円(前期比8.7%減)となりました。経常利益は、海外の持分法適用会社の利益や受取保険金等が増加したことにより7,374百万円(前期比12.9%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、減損損失が増加したこと等により4,318百万円(前期比0.3%減)に留まりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施しました設備投資の総額は2,878百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設(自動車・産業機械部品事業)

• 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設(自動車・産業機械部品事業)

- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、充実
 - · 当社柏崎事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設(自動車・産業機械部品事業) 水素エンジンビジネス関連の研究開発設備(自動車・産業機械部品事業)

• 当社熊谷事業所

機械加工設備・表面処理設備の増設(自動車・産業機械部品事業) 新事業創出のための研究開発設備(その他)

・株式会社リケンヒートテクノ

熱エンジニアリング関連製造設備 (その他)

•理研汽車配件(武漢)有限公司

機械加工設備の増設(自動車・産業機械部品事業)

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

2023年度世界経済は、物価上昇や金融セクターの混乱等の影響を受け低成長が見込まれています。コロナウイルスやサプライチェーンの混乱に起因する経済成長の停滞からは抜け出しつつあるものの、ロシアによるウクライナ侵攻、米中貿易摩擦といった地政学的リスクは依然として高く、世界経済の見通しには不透明性が残っています。

当社グループと関連の深い自動車産業は、電気自動車等環境対応車の増加や自動運転等の技術開発が 進展するなど「100年に一度の大変革期」のなか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で「社会の変 容」が加速化、質的変化を伴いつつもグローバル市場が拡大すると予想しております。

世界的なカーボン・ニュートラルへの志向が高まり、環境対応車が増加し自動車の動力多様化も一層スピードアップしております。欧州中心に急速な盛り上がりを見せる脱炭素燃料等も現実的な選択肢となりつつあるなど、モビリティの脱炭素化はますます多様な発展段階に入りつつあるものと言えます。また、世界情勢の不安定化、地政学的リスクの高まりは、既存のサプライチェーンの脆弱性を浮き彫りにすると同時に、極端に偏在するレアメタルなど原材料の供給不安定性に大きな注目を集める要因ともなっています。こうした環境変化に加え、カーボン・ニュートラルを目指す上で指標となる二酸化炭素排出量削減のライフサイクルアセスメントによる評価見直しなど、自動車動力多様化は将来を予測し難い環境となりつつあります。

当社としては、想定される全てのシナリオを乗り越え社業を発展させていくために、引き続き「コア事業のコスト競争力強化」、「危機に対応した経営基盤再構築」と「非内燃機関の次世代コア事業・新製品の拡大」を進めていく方針です。

「コア事業のコスト競争力強化」では、ピストンリング等の既存エンジン部品で勝ち残るとともに、非自動車関連既存事業の拡大とコスト競争力強化を目指します。2020年代半ばまでは、エンジン周り含め既存部品・製品のビジネスと利益の拡大、経営資源シフト、最適生産体制構築をキーワードに国内外投資を効率化します。その後2030年頃までは、日本国内・海外とも特にエンジン部品の増産投資は厳しく管理運営し、合理化投資及び省力化投資を推進していく所存です。

「危機に対応した経営基盤再構築」では、操業体制見直しや合理化・生産性の一層の向上など損益分岐点引下げに努めてまいります。そのために、聖域のない選択と集中など従来より踏み込んだ労務費・経費等固定費削減を継続し、DX(デジタル・トランスフォーメーション)による業務改革も一層進めていく方針です。「コア事業のコスト競争力強化」、「危機に対応した経営基盤再構築」を進めることで、既存事業のキャッシュフロー創出力を強化し、獲得したキャッシュを「非内燃機関の次世代コア事業・新製品の拡大」に向けた投資や、脱炭素社会の実現に向けた製造工程における温室効果ガス削減と環境性能に優れた製品開発へシフトしてまいります。

機器事業との相乗効果創出により更なる収益拡大にも努めてまいります。

また、2022年度に当社サーバーへの不正アクセスによる攻撃を受けたことで、ステークホルダーの皆様にご迷惑、ご心配をおかけした反省を踏まえ、強固なサイバーセキュリティ構築を進めており、これを維持向上させることで再発防止に努めてまいります。

こうした諸施策を進めていくことにより、当社の競争力を強化し、当社の企業価値を継続的に高めていくよう努めます。

最後に、当社と日本ピストンリング株式会社との経営統合につきまして、2022年7月27日の基本合意 後、両社による協議・検討を進めてまいり、本年5月23日に経営統合契約書の締結及び株式移転計画書 を作成致しました。

本株主総会でのご承認が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、本年10月2日をもって両社の完全親会社となる「リケンNPR株式会社」を設立致します。

本経営統合により、両社経営リソースを統合・有効活用することで、自動車エンジン部品を核とする既存事業の収益力強化に加え、船舶・水素・新エネルギー事業・熱エンジニアリング・EMC事業・メタモールド(金属粉末射出成形部品)・医療機器・アキシャルギャップ型モータ(円盤状薄型高トルクモータ)等の非自動車エンジン部品領域において次なるコア事業・新製品創出により一層のスピード感をもって取り組み、両社独自技術を応用した特長ある機能部品・キーコンポーネンツをグローバルに展開する全く新しいリーディングカンパニーに進化を遂げ、世界的なカーボン・ニュートラルの潮流に沿って企業価値の更なる向上を目指します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	区		分	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度) 【当連結会計年度】
売	Т	:	高 (百万円)	84, 530	69, 720	78, 372	86, 382
経	常	利	益(百万円)	5, 964	4, 323	6, 529	7, 374
親会当	社株主 期 和		する 益(百万円)	3, 517	1,880	4, 329	4, 318
1 株	当た	り当期	月純利益 (円)	355. 26	189. 05	433. 47	431.60
総	資	産	額(百万円)	107, 920	110, 544	115, 707	123, 728
純	資	産	額(百万円)	75, 905	80, 142	87, 082	94, 983
1 棋	き当た	り純	資産額(円)	7, 059. 13	7, 507. 92	8, 109. 98	8, 810. 30

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	<u>K</u>		分	第96期 (2019年度)	第97期 (2020年度)	第98期 (2021年度)	第99期 (2022年度) 【当事業年度】
売		上	高 (百万円)	53, 414	46, 099	51, 080	51, 909
経	常	利	益(百万円)	2,623	2,012	4, 172	7, 285
当	期	純 利	益(百万円)	2, 293	1,030	3, 784	5, 625
1 柞	朱当た	り当期	純利益 (円)	231. 63	103. 58	378. 84	562. 27
総	資	産	額(百万円)	68,820	69, 314	72, 293	77, 027
純	資	産	額(百万円)	42,616	44, 627	47, 869	53, 272

1株当たり純資産額(円)	4, 280. 02	4, 487. 84	4, 775. 90	5, 295. 07
--------------	------------	------------	------------	------------

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

重要な子会社の状況

会 社	名	資 本	金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リケンキャス	テック	200	百万円	100.0%	自動車用鋳造部品等の製造
株式会社リケン環境シ	ステム	100	百万円	100.0%	電波暗室設備の製造
株式会社リケンヒート	テクノ	30	百万円	100.0%	電熱線及び工業炉の製造
P. T. パカルティリ イ ン ド ネ シ		4,150百万	ルピア	40.0%	自動車用鋳造部品等の製造
理研汽車配件(武漢)有	限公司	19,000千	米ドル	60.0%	自動車関連部品の製造
リケンメキシ	コ社	620百万ペソ		100.0%	自動車関連部品の製造
リケンオブアメリ	カ社	250千米ドル 100.0% 当社製品の北米地区の販売			当社製品の北米地区の販売
ユーロリケ	ン社	664千	ユーロ	100.0%	当社製品の欧州地区の販売

⁽注) 出資比率は間接所有を含みます。

(7) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

当社グループは、ピストンリング、カムシャフトを始めとした自動車・産業機械部品と鋼管用継手、電 熱線等のその他産業向け製品の製造・販売を主要な事業(下記参照)としており、国内及び海外にてグロ ーバルに展開しております。

自動車・産業機械部品事業・・・・・・エンジン部品(ピストンリング、カムシャフト等)

ミッション部品(シールリング、デフケース等)

足まわり部品(ナックル、ブレーキキャリパー等)

熱産業機器(電熱線、工業炉等) EMC製品(電波暗室、電波吸収体等)

(8) 主要な営業所及び工場(2023年3月31日現在)

(国内営業拠点)

当社本社(東京都千代田区)、当社札幌営業所(北海道札幌市)、当社仙台営業所(宮城県仙台市)、当社神奈川営業所(神奈川県厚木市)、当社浜松営業所(静岡県浜松市)、当社名古屋営業所(愛知県名古屋市)、当社大阪営業所(大阪府大阪市)、当社広島営業所(広島県広島市)、当社福岡営業所(福岡県福岡市)、理研商事(株)(東京都千代田区)

(国内生産拠点)

当社柏崎事業所 (新潟県柏崎市)、当社熊谷事業所 (埼玉県熊谷市)、㈱リケンキャステック (新潟県柏崎市)、理研機械㈱ (新潟県柏崎市)、日本メッキ工業㈱ (新潟県柏崎市)、柏崎ピストンリング㈱ (新潟県柏崎市)、㈱リケンEP (新潟県柏崎市)、㈱リケン環境システム (埼玉県熊谷市)、㈱リケンブラザー精密工業 (愛知県知立市)

リケンオブアメリカ社 (アメリカ)、ユーロリケン社 (ドイツ)、PT. リケンオブアジア (インドネシア)、リケンセールスアンドトレーディング (タイ) 社 (タイ)

(海外生産拠点)

P. T. パカルティリケンインドネシア (インドネシア)、理研汽車配件(武漢)有限公司(中国)、理研密封件(武漢)有限公司(中国)、リケンメキシコ社(メキシコ)、台湾理研工業股份有限公司(台湾)、サイアムリケン社(タイ)、シュリラムピストンアンドリング社(インド)、厦門理研工業有限公司(中国)、南京理研動力系統零部件有限公司(中国)

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
名	名
4, 153	減 179

② 当社の従業員の状況

当事業年度末従 業 員 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
1, 206	減 28	42. 6	18.8

(10) 主要な借入先(2023年3月31日現在)

借	入	先	借入金残高(百万円)
株式	会社みずる	ま 銀 行	3, 150
株式会	会社 三菱 U F	J 銀 行	2, 250
日本	生 命 保 険 相	互 会 社	1,760
株式	会 社 第 四 北	越銀行	1, 250

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

20,000,000株

(2) 発行済株式の総数

10,688,866株(自己株式数646,482株を含む。)

(3) 株主数

11,689名(自己株式保有株主1名を含む。)

(4) 大株主

株	主	名		持	株	数	持	株	比	率
						千株				%
日本マスタートラス	スト信託銀行株式会	会社(信託	口)			982				9.78
株式会	社 み ず	ほ銀	行			486				4.84
日 本 生 命	保 険 相	互 会	社			428				4.27
株 式 会 社	第四北	越 銀	行			320				3. 19
株式会社日本力	コストディ銀行	「信託口])			275				2.75
三井住友信	言 託 銀 行 村	朱 式 会	社			261				2.61
株式会社	三 菱 U F	J 銀	行			255				2.54
リ ケ ン	柏崎	持 株	会			241				2.40
損害保険:	ジャパン ホ	朱 式 会	社			190				1.89
株 式 会 社	プロテ	リア	ル			177				1.76

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

2023年2月28日付の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式発行を行うことについて、下記の通り決議いたしました。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員であ る取締役を除く。)	22,700株	5名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

		. 1 . 2012	-/		
会社における地位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊	藤		薫	取締役会議長、サステナビリティ委員会委員長
代表取締役社長	前	JII	泰	則	CEO、COO、CIO(最高情報責任者)、C ISO(最高情報セキュリティ責任者)
取 締 役	渡	辺	孝	栄	常務執行役員、CTO(最高技術責任者)、技術 統括本部長、技術委員会委員長、品質保証担 当、精機部品事業担当、熱エンジニアリング事業 担当、EMC事業担当、熊谷事業所統括
取 締 役	大	橋		尚	常務執行役員、グローバル調達担当、保全部担当、樹脂製品事業担当、素形材部品事業担当、 舶用・産業用事業担当、カムシャフト事業担 当、柏崎事業所長
取 締 役	坂	場	秀	博	常務執行役員、経営管理本部長
社 外 取 締 役	平	野	英	治	メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 株式会社NTTデータ社外取締役 いちよし証券株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	田	辺	孝	1.1	東京工業大学名誉教授 イントロン・スペース株式会社取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	国	元		晃	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	岩	村	修	1	キヤノン電子株式会社社外監査役 株式会社北海道銀行社外監査役 林兼産業株式会社社外取締役 T&K法律事務所所属弁護士
社 外 取 締 役 (監査等委員)	本	多		修	株式会社栗本鐵工所社外監査役

※1. 社外取締役は、下記のとおりです。

平野 英治

田辺 孝二

※2. 社外取締役(監査等委員)は、下記のとおりです。

岩村 修二

本多 修

- ※3. メットライフ生命保険株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※4. 株式会社NTTデータと当社との間には特別の関係はありません。
- ※5. いちよし証券株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※6. 東京工業大学と当社との間には特別の関係はありません。
- ※7. イントロン・スペース株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※8. キヤノン電子株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※9. 株式会社北海道銀行と当社との間には特別の関係はありません。
- ※10. 林兼産業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ※11. T&K法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ※12. 株式会社栗本鐵工所と当社との間には特別の関係はありません。

- ※13. 当社と社外取締役平野英治氏、田辺孝二氏、社外取締役(監査等委員)岩村修二氏、本多修氏及び取締役(監査等委員)国元晃氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
- ※14. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
- ※15. 当社は、平野英治氏、田辺孝二氏、岩村修二氏及び本多修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に選任しております。

(2) 取締役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

役員報酬に関して、2019年6月21日開催の株主総会において以下の決議がなされております。 当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名、監査等委員である取締 役は3名です。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。) 「年額400百万円以内(役員賞与を含む)」
- ・監査等委員である取締役

「年額60百万円以内」

・株式報酬(監査等委員である取締役、社外取締役を除く。) 「年額100百万円以内」 定款にて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とし、監査等委員である取締役は 5名以内と定めております。2023年3月31日現在、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7 名、監査等委員である取締役は3名です。

当社は、2021年3月24日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度においては、各役位に対して総報酬の基準額(以下、「基準総報酬額」という。)を定め、報酬額の各水準については、外部の報酬コンサルタントによる報酬調査結果における国内上場企業の中位をベンチマークとして、基準額水準の妥当性を指名・報酬委員会において毎年検証を行う。 基準総報酬額は、固定報酬と業績連動報酬である現金賞与と株式報酬により構成する。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役ならびに年俸制をとる外国籍の取締役は、固定報酬のみの支給とする。

b. 報酬等 (業績に連動しない金銭報酬) の額またはその算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

固定報酬(現金)は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、月例で支給する。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

短期業績連動報酬である現金賞与は、中期経営計画および単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標とする「会社業績評価」および各役員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め定めた基準額に乗じることにより決定し、毎年、一定の時期に支給する。

<短期業績連動報酬支給額の算定式>

•現金賞与 = 現金賞与基準報酬額 × 会社業績評価係数 × 個人業績評価係数

非金銭報酬等として、株主との利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的として、業績に基づき変動するインセンティブ報酬である株式報酬(譲渡制限付株式)を導入し、株式報酬(譲渡制限付株式)は、「譲渡制限期間」の異なる以下2種類を設定する。

- ①譲渡制限付株式 I 型:2年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間
- ②譲渡制限付株式Ⅱ型:30年間

株式報酬(譲渡制限付株式)は、役位に基づく基準総報酬額をベースに予め基準額を定め、毎年、一定の時期に支給する。

d. 報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

種類別報酬額比率は以下の通りとする。

狐县 (7.7.1	金銭	報酬	株式報酬		∧ ∋1.
役員区分	固定報酬	短期業	績連動	長期業績連動	合計
	应 化 郑	賞与	株式I	株式Ⅱ	
取締役	62%	13%	11%	14%	100%

- (注) 1: 社外取締役および監査等委員である取締役ならびに外国籍の取締役は除く。
- (注) 2:この表は、業績連動報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり当社の業績および株価の変動等に応じて上記割合も変動する。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の役員報酬については、取締役(監査等委員である者を除く。)と監査等委員である取締役を 区別し、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬は、指名・報酬委員会での審議のうえ取締役会 にて決定し、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議にて決定する。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において審議し、同委員会の勧告に基づき取締役会において決議しております。

指名・報酬委員会は、審議にあたり、取締役の個人別の報酬等の内容について、業種及び当社における他の役職員の報酬の水準等を考慮するとともに、当該内容が決定方針に沿うものであるか整合性を含め検討を行っております。また、取締役会においても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであるかを確認し、個別の報酬額について決定しております。

③当事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)					
役員区分	(百万円)	固定報酬	賞与	ストック・ オプション	譲渡制限付 株式報酬	役員の員数 (名)	
取締役(監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	247 (12)	150 (12)	38 (-)	(-)	57 (-)	7 (2)	
取締役 (監査等委員)	34	34	_	_	_	3	
(うち社外取締役)	(16)	(16)	(-)	(-)	(-)	(2)	
合計	281	185	38	_	57	10	
(うち社外取締役)	(28)	(28)	(-)	(-)	(-)	(4)	

当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれております。

・2023年6月支給予定の役員賞与

取締役38百万円 (うち社外-百万円)

当社役員報酬制度において、取締役報酬は、固定報酬としての月例報酬と、業績連動報酬(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)としての現金賞与と株式報酬(譲渡制限付株式)で構成されます。各役位に応じた固定報酬、現金賞与、株式報酬の金額は、各役位に対する総報酬の基準額をベースに予め基準額として定めております。

基準賞与額をベースに算定すると、固定報酬と業績連動報酬の比率は概ね6:4となります。

株式報酬 (譲渡制限付株式) は、現在譲渡制限期間を2年間とする株式 I 型、および譲渡制限期間を30年間とする株式 II 型の、「譲渡制限期間」が異なる2種類を設定しております。株式 I 型は短期業績連動報酬である現金賞与を補完し、かつ会社業績と株価への意識を高める目的で、また株式 II 型は実際上は当社役員が取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した時点で制限解除するもので長期の業績連動報酬としての目的で、年1回支給しております。

現金賞与については、「会社業績評価」および各役員の「個人業績評価」の結果算定される評価係数を各役位の基準賞与額に乗じることにより決定されます。「会社業績評価」は、中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値を評価指標として、重大な事故・不祥事・特別損失等が発生した場合は、事態の重大性を勘案して基準賞与額を調整します。また「個人業績評価」は、重要三課題、定量目標、定性評価項目の達成度を基準に、経営への貢献度を5段階評価でCEOが総合評価を行います。連結経常利益額目標値を評価指標として選択した理由は、臨時的かつ一過性の損益項目である特別損益を除外した経常利益が、会社の実力を示す指標として適切と判断したためです。

2022年度の中期経営計画と単年度経営計画の連結経常利益額目標値は夫々6,000百万円と6,100百万円に対して、連結経常利益額実績は7,374百万円となり目標値を超えました。結果として、「会社業績評価」の評価係数は+30%となりました。

(3) 社外役員に関する事項

平野取締役は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。日本銀行、トヨタファイナンシャルサービス等における豊富な経験・識見を基に、主に国際金融・財務等に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

田辺取締役は、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。経済産業省、東京工業大学等における豊富な経験・識見を基に、主にイノベーションマネジメント及び技術経営に関する専門的見地から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

岩村取締役(監査等委員)は、当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。検事や弁護士としての豊富な経験と識見、他社の監査役の経験等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

本多取締役(監査等委員)は、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。金融機関における財務等に関する経験、他社の経営の経験・識見等を基に、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、当社の監査について適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に基づき、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は塡補されないなど、一定の免責事由

があります。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認及び社外取締役の同意を踏まえ、会社負担としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

88百万円

- ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額
- 一百万円
- ③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の

88百万円

合計額

- (注) 1. 当該金額について、当社の監査等委員会は、会計監査人から監査計画(監査方針、監査項目、監査予定時間等)の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任することになります。

また、当社の監査等委員会は、当社都合の場合若しくは会計監査人の適格性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案について決議するための株主総会の招集を決定することになります。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容、基本方針の実現に 資する取組み及び「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の内容は次のとおりであります。 <当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針>

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応ずるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。また、大規模買付行為であっても、その目的等が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要となる時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

<経営理念及び中期経営計画の推進による企業価値向上>

当社の創業は、1927年、当時の「理化学研究所」で発明されたピストンリングの製造法の事業化に始

まり、以後ピストンリングを軸に、カムシャフトをはじめとした内燃機関部品、自動車や産業機械向けの鋳鉄部品、配管用機材、更には熱エンジニアリング事業、EMC事業など多岐にわたる製品を供給し、グローバルに事業を展開してまいりました。当社では、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動指針として定め、中期経営計画、年度経営計画を展開し、お客様のグローバルな競争力強化に対応し、品質・技術・価格面での高い要求水準に適った製品の開発、販売に努めています。

<経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

<コーポレート・ガバナンス (企業統治) の充実による企業価値向上>

当社は、経済、環境、社会等の幅広い分野における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指し、コーポレート・ガバナンスの確立を経営上の重要課題と位置付けています。

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離するために、執行役員制度を導入しています。

また、当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを一層充実させることを目的として、2019年6月より監査役会設置会社から「監査等委員会設置会社」へ移行しております。当社の監査等委員会は常勤である社内取締役1名と、独立性を有し中立・公正な立場を保持している社外取締役2名で構成され、取締役の職務執行に対する監査機能の強化を図っています。

加えて、2019年5月から、取締役等の指名及び報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保することにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るために、任意の諮問機関として独立社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会を設置しています。

従来から経営機関(取締役会及び経営会議)の適切な運営に加え、具体的な取組みとしては内部統制システム整備に関する基本方針(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備)に基づき、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントの充実をはじめとした企業の透明性、効率性、健全性の確保に取り組んでいます。

また、サステナビリティ委員会とコンプライアンス委員会を設置し、内部統制の強化とともに、環境活動や社会貢献活動、正確で適切な情報開示、CS(顧客満足)創造等の活動を当社グループ全体で統括し、更なるレベルアップを図っています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、2022年5月24日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)の継続を決議し、2022年6月24日開催の第98回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券の買付行為をいい、こうした行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して充分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会

評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。但し、対抗措置の内容について株主意思確認のための株主総会を開催する場合は、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できません。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が定める検討可能な対抗措置をとることができます。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動の判断に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に従います。

なお、本プランの有効期限は、2025年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。 本プランは、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会に より本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (https://www.riken.co.jp/) をご参照ください。

(4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記(2)の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、まさに基本方針に沿うものであり、上記(3)のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 独立性の高い社外者の判断の重視
- 5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当につきましては、業績及び配当性向等を総合的に勘案し、中間配当及び期末配当の 年2回、安定的な配当水準を維持することを基本方針と考えております。

内部留保資金につきましては、将来の事業成長のための投資及び財務体質の強化に活用してまいります。

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に対する新株予約権の状況(2023年3月31日現在)

(2014年6月25日開催の取締役会決議によるもの)

・新株予約権の数 23個(新株予約権1個につき100株)

・目的となる株式の種類及び数 普通株式 2,300株

・権利行使価格 100円 (新株予約権1個当たり)

・権利確定条件 当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以

降、権利行使をなしうるものとする。但し、権利を放棄し

た場合、当該権利を行使することはできない。

・権利行使期間 2014年7月15日~2044年7月14日

・上記のうち当社役員の保有する未行使の新株予約権の状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式	式の種類及び数	保	有	者	数
当 社 取 締 役 (監査等委員・社外取 締役を除く)	23個	普通株式	2,300株				2名

(2015年6月23日開催の取締役会決議によるもの)

・新株予約権の数 38個 (新株予約権1個につき100株)

・目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,800株

・権利行使価格 100円 (新株予約権1個当たり)

・権利確定条件 当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以

降、権利行使をなしうるものとする。但し、権利を放棄し

た場合、当該権利を行使することはできない。

・権利行使期間 2015年7月15日~2045年7月14日

・上記のうち当社役員の保有する未行使の新株予約権の状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式	式の種類及び数	保	有	者	数
当 社 取 締 役 (監査等委員・社外取 締役を除く)	38個	普通株式	3,800株				2名

(2016年6月24日開催の取締役会決議によるもの)

・新株予約権の数 57個(新株予約権1個につき100株)

・目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,700株

・権利行使価格 100円 (新株予約権1個当たり)

・権利確定条件 当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以

降、権利行使をなしうるものとする。但し、権利を放棄し

た場合、当該権利を行使することはできない。

・権利行使期間 2016年7月14日~2046年7月13日

・上記のうち当社役員の保有する未行使の新株予約権の状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保	有	者	数
当 社 取 締 役 (監査等委員・社外取 締役を除く)	57個	普通株式 5,700株				2名

(2017年6月22日開催の取締役会決議によるもの)

・新株予約権の数 41個(新株予約権1個につき100株)

・目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,100株

・権利行使価格 100円 (新株予約権1個当たり)

• 権利確定条件

当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以 降、権利行使をなしうるものとする。但し、権利を放棄し

た場合、当該権利を行使することはできない。

• 権利行使期間

2017年7月13日~2047年7月12日

・上記のうち当社役員の保有する未行使の新株予約権の状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び	ブ数	保	有	者	数
当 社 取 締 役 (監査等委員・社外取 締役を除く)	41個	普通株式 4,100)株				2名

業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会が、内部統制システムの整備に関する基本方針について決議した事項は、以下のとおりであります。

(基本方針)

当社グループは、以下のグループ経営理念及び「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動指針として定め、企業活動を推進している。

さらに、当社グループの取締役及び従業員は法令及び社会的規範に従い、リケングループ行動規範、社 内諸規定及び社会的良識に基づいて業務を遂行することを基本方針とする。

<経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の 責務であると認識し、より一層適切なグループ内部統制システムとすべく、整備に努める。

- (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社グループは、企業の存続のためにはコンプライアンス(法令遵守)の徹底が必要不可欠であると 認識し、すべての取締役及び従業員が法令及び社会的規範を遵守し、公正な倫理観に基づいて行動し、 広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。
 - ① 当社グループの取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、適正な事業活動を行う体制を構築するため、当社グループ全体に適用する行動規範及び行動指針を定める。
 - ② 経営の健全性と効率性を高めるため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置する。
 - ③ 社会から信頼される経営体制を確立するため、CEOを委員長とする全社委員会であるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
 - ④ コンプライアンスの徹底を図るため、人事総務部は取締役及び従業員へのコンプライアンス教育を 体系的計画的に実施する。
 - ⑤ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を設置し、通報者の保護を 徹底した内部通報制度を運用する。
 - ⑥ 内部統制推進部は、定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規定が適正・妥当であるかを調査・検証し、監査結果を社長及び監査等委員会に報告する。
 - ⑦ 上記のコンプライアンスに関する活動については定期的に取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が業務分掌及び決裁基準に基づいて決裁した文書等法令及び文書管理規定に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、定められた期間保存する。

- ① 法令及び文書管理規定に基づき、以下の文書(電磁的記録を含む)を関連資料とともに保存する。
 - ①-1 法令に定めのある文書
 - ·株主総会議事録(会社法第318条)、取締役会議事録(会社法第369条)
 - ①-2 文書管理規定に基づく文書
 - ・経営会議議事録、技術委員会議事録、サステナビリティ委員会議事録、コンプライアンス 委員会議事録

- ・その他取締役が委員長、議長となる会議委員会議事録
- ・取締役が決裁者となる決裁書
- ・その他文書管理規定に定める重要な文書
- ② 上記文書について、法令に別段の定めのない限り、文書管理規定に基づき、文書毎に定められた所管部門が文書管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、組織的な対応について整備に努める。

- ① 当社グループ全体におけるリスク管理体制を構築し、適切なリスク対応を実施するため、リスク管理基本方針を含むリスク管理規定及び関連する規定類を定める。
- ② サステナビリティ委員会の下に、リスク管理部会及びBCM部会を設置し、リスク管理及び事業継続 計画の定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- ③ リスク管理規定に基づき、当社グループにおける事業機会リスク及び事業活動遂行リスクについて、毎年リスクの特定と評価を行い、リスク対応計画を策定し、推進する。
- ④ 大規模な事故、災害、不祥事等の未然防止を図るとともに、発生した場合には、社長(又は社長が 指名する者)を委員長とした危機対策本部を設置し、対応にあたる。
- ⑤ 上記のリスク管理に関する活動については定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応するため、中期経営計画及び年度経営計画を策定、推進する。経営計画の達成を目指し、日常的な取締役の業務執行の効率化に努める。

- 取締役の業務及び決裁権限について、組織規定、業務分掌規定、決裁基準規定で定める。
- ② 取締役会は経営の方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
- ③ 取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設置し(原則として月2回実施)、取締役会決議 事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策 の実施等について審議し、意思決定を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社も含めたリケングループとしての内部統制システムの構築を目指すとともに、「関係会社管理規定」に基づき、各子会社の自主性を尊重しつつ、適切なグループ経営に努める。

- ① グループ経営として、経営理念や行動規範、コンプライアンスに係る規定マニュアルを関係会社と 共有するとともに、リケングループ経営計画を一体となって推進する。
- ② 国内関係会社については経営企画部が、海外関係会社については海外事業部が、各社の取締役会への参加やヒアリング等を行い、経営の適法性・効率性の確認を実施する。
- ③ 関係会社に対して内部統制推進部が定期的に監査を実施する。
- 主要な関係会社については当社監査等委員が監査役に就任し、会計監査及び業務監査を実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助する従業員について

監査等委員会からその職務を補助すべき専任の従業員について求めがある場合、監査等委員会と事前 に協議の上、当該従業員を配置する。

(7) 前項の従業員の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項 前項の従業員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの指揮命令を受けず、監査等委員 会の指揮命令下に置き、人事異動及び考課については、事前に監査等委員会に報告を行い、了承を得る ものとする。 (8) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を監査等委員会に報告する。監査等委員会に報告した取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員が、その報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。

監査等委員会に報告すべき事項及び報告の方法について、監査等委員会と協議の上設定し、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、適切な報告を実施する。

また、監査等委員が出席又は資料を閲覧する会議委員会について、監査等委員会と協議の上設定し、監査等委員は、会議委員会に出席あるいは会議資料・議事録の閲覧を行う。

(9) 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査等委員から受けた場合は、監査等委員の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は社長と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つとともに、内部統制推進部、会計監査人、関係会社監査役と連携を保ち、監査等委員会の監査の実効性確保に努める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備及び運用状況について内部監査等を通じて継続的に確認を行っており、取締役会に四半期毎に報告している。内部監査の結果判明した問題点について是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めている。

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況は以下のとおり。

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、CEOを委員長とする全社委員会であるコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの定着と運用の徹底を推進している。

また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために社外窓口を設置し、通報者を保護した内部通報制度を運用し、取締役会に四半期毎に報告している。

加えて研修により役職員のコンプライアンス意識の浸透を図っている。

② リスク管理体制の強化

当社はグループ全体におけるリスク管理体制を構築し、適切なリスク対応を実施するため、サステナビリティ委員会の下にリスク管理部会とBCM部会を設置し、リスク管理及び事業継続計画の定着と運用の徹底を図っている。

③ 監査等委員会の監査体制

監査等委員会は代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持っている。また、内部 統制推進部、会計監査人とは四半期毎の定期会合に加え随時打合せを行うなど、監査等委員会の監査 の実効性確保に努めている。

<u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産	か部	負 債	か 部
 科 目	金額	科 目	金額
	66, 321	流 動 負 債	19, 063
現金及び預金	23, 818	支払手形及び買掛金	9, 881
受取手形、売掛金及び契約資産	21, 962	1年内返済予定の長期借入金	3,000
商品及び製品	10, 598	未 払 法 人 税 等	512
世 掛 品	3, 649	賞 与 引 当 金	1,713
		そ の 他	3, 956
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	3, 738	固 定 負 債	9, 681
その他	2, 611	長期借入金	7, 000
貸 倒 引 当 金	△57	退職給付に係る負債	1, 293
固 定 資 産	57, 406	製品保証引当金	285
有 形 固 定 資 産	26, 135	環境対策引当金	9
建物及び構築物	10, 475	そ の 他	1,093
機械装置及び運搬具	10, 329	負 債 合 計	28, 745
土 地	2, 514	純 資 産	の部
建 設 仮 勘 定	1, 830	株 主 資 本	80, 554
そ の 他	985	資 本 金	8, 627
無 形 固 定 資 産	2, 248	資本剰余金	7, 178
リース 資産	1, 652	利益剰余金	67, 644
そ の 他	595	自 己 株 式 その他の包括利益累計	$\triangle 2,896$
投資その他の資産	29, 022	額	7, 922
投資有価証券	23, 144	その他有価証券評価差額金	1, 908
繰 延 税 金 資 産	1, 205	繰延ヘッジ損益	10
退職給付に係る資産	3, 576	為 替 換 算 調 整 勘 定	3, 474
保険積立金	61	退職給付に係る調整累計額	2, 529
そ の 他	1, 038	新株予約権	97
貸 倒 引 当 金	1, 038 △4	非支配株主持分	6, 409
		純 資 産 合 計	94, 983
資 産 合 計	123, 728	負債及び純資産合計	123, 728

<u>連結損益計算書</u> (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科	目	金	額
売上	高		86, 382
売 上 原	価		69, 138
売 上 総 利	益		17, 244
販売費及び一般管理	里費		12, 567
営業利	益		4, 676
営 業 外 収	益		
受 取 利 息 及 び	配当金	540	
持分法による批	设 資 利 益	1, 428	
為 替 差		66	
生 命 保 険 酉		160	
助成金	収 入	8	
受 取 保	険 金	600	
その	他	205	3, 010
営 業 外 費	用		
支払		111	
その	他	201	312
経常制	益		7, 374
特 別 利	益		
固定資産		30	30
特別損	失		
固 定 資 産 隊		69	
減損		539	
システム障害対		145	
投資有価証券	売 却 損	116	871
税金等調整前当期			6, 533
	び事業税	1, 571	
法 人 税 等 調	整額	162	1,734
当期純	利益		4, 799
非支配株主に帰属する当			481
親会社株主に帰属する当	自期 純 利 益		4, 318

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

株 生 安 本 本 本 接 大 大 大 大 大 大 大 大 大									(単位:百万円)
当期 首残 高 8,573 7,119 64,526 △2,894 77,324 当期 変動 額 (107) 新株の発行 53 (1200) △1,200 銀会社株主に帰属する当期 約 利益 (4,318) (4,318) 自己株式の取得 (4,318) (4,318) (4,318) 自己株式の取得 (4,318) (4,318) (4,318) 自己株式の取得 (4,318) (4,318) (4,318) 当期変動額(4,4318) (4,318) (4,318) 当期変動額(4,4318) (4,318) (4,318) 当期変動額(4,4318) (4,318) (4,318) 当期変動額(4,4318) (4,318) (4,318) (5) (5) (5) (5) (6) (6,318) (4,318) (4,318) (7) (4,318) (4,318) (4,318) (6) (6,318) (6,318) (6,318) (6,318) (7) (8,627) (7,178) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (6,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (7,644) (株		主	Ì	資	本	
当期変動額 額株の発行 53 53 107 刺糸金の配当 △1,200 △1,200 △1,200 銀金社株主に帰属する当期・他利益 4,318 4,318 4,318 自己株式の取得 △0 △0 △0 非支配株主との取引に係る設全社の持分変数 5 △0 0 △0 当期変動額(純額) 53 59 3,118 △1 3,229 当期末残高 8,627 7,178 67,644 △2,896 80,554 大の他の合物を発達している。 2 3,118 △1 3,229 大の他を存储証券 2 3,118 △1 3,229 当期変動額(純額) 2 3,118 △1 3,229 大の他を存储証券 3,627 7,178 67,644 △2,896 80,554 当期変動額(純額) 4 2 2,896 3,797 97 5,863 87,082 当期変動額(結額) 4 1,045 △60 622 2,189 3,797 97 5,863 87,082 当期変動額(純金社株主に帰属する場所の取得目の表ののより、 4 △1 <td< td=""><td></td><td>資 本</td><td>金 資</td><td>本剰余</td><td>金 利 益</td><td>剰 余 金</td><td>自己株</td><td>式株</td><td>主資本合計</td></td<>		資 本	金 資	本剰余	金 利 益	剰 余 金	自己株	式株	主資本合計
新株の発行 53 53 107 刺糸金の配当 △1,200 △1,200 観会社株主に帰属する当期を利益 4,318 4,318 自己株式の取得 △0 △0 ○ 非支配株主との取引に係る観会社の持分変動を観(執額) 5 △0 ○ △0 当期変動額(執額) 5 5 ○ ○ △0 当期変動額(執額) 5 5 ○ ○ ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ △0 ○ </td <td>当 期 首 残 高</td> <td></td> <td>8, 573</td> <td>7</td> <td>, 119</td> <td>64, 526</td> <td>Δ</td> <td>∆2, 894</td> <td>77, 324</td>	当 期 首 残 高		8, 573	7	, 119	64, 526	Δ	∆2, 894	77, 324
利余 全 の 配 当	当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する 1	新 株 の 発 行		53		53				107
当期和利益 4.318 自己株式の処分 △0 市支配株主との取引に係る視会社の持分変動 5 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 5 当期変動額(純額) 53 当期変動額(純額) 53 本の他の包括利益累計額 △2,896 その他の包括利益累計額 ○4,896 その他の包括利益累計額 ○4,896 その他の他の包括利益累計額 ○4,896 本の他の他の包括利益累計額 ○4,896 本の他の他の包括利益累計額 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本の他の他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,896 本のの他の他の他の他の他の他の性による。 ○4,120 現在社体主に帰属している。 ○4,120 現在社体主に帰属している。 ○4,120 会の他の他の性による。 ○4,120 会社体主に帰属している。 ○4,120 会社体主に帰属している。 ○4,120	剰 余 金 の 配 当					△1,200			△1, 200
自己株式の処分 △0 0 △0 非支配株主との取引に係る観会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額(結額) 5 3,118 △1 3,229 当期変動額(結額) その他の包括利益累計額 その他有価証額金 損益素額金 ※627 7,178 67,644 △2,896 80,554 当期音度 表表を2 7,178 67,644 △2,896 80,554 一名の他の包括利益累計額 計価差額金 基期治額 に係る調整物定累計額 累計額 累計額 累計額 新株予約権 株主持分 包括利益 累計額合計 に係る調整的定 累計額合計 を2、1,899 非支配 株主持分 2,189 非支配 株主持分 2,189 4,363 87,082 当期変動額 (社報主に帰属する 当期純利益 自己株式の取得 自己株式の取得 自己株式の取得 自己株式の取分 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額(統額) 4,318 △1 △0 株主資本以外の項目の 当期変動額(統額) 862 71 2,851 339 4,125 — 546 7,900 当期変動額(統額) 862 71 2,851 339 4,125 — 546 7,900	親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					4, 318			4, 318
#主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額(純額) 当期変動額(純額) 当期変動額(純額) 当期変動額(純額) 当期変動額(純額) 当期変動額(純額) その他の包括利益果計額 その他の包括利益果計額 「その他の投話利益果計額」 「よび、いいのでは、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、いいで、い	自己株式の取得							△1	△1
株工資本以外の項目の 当期変動額(純額) 当期変動額合計 53 59 3,118 △1 3,229 3 期末 残 高 8,627 7,178 67,644 △2,896 80,554	自己株式の処分					$\triangle 0$		0	$\triangle 0$
当期変動額(純額) 当期変動額(純額) 当期末残高 8,627 その他の包括利益累計額 その他の包括利益累計額 本の他の包括利益累計額 海偏証券損益額金損 当期資務的額(純額) 当期資務的額(純額) 本の他の包括利益累計額 海棒算額金期度 計額累計額合計 非支配機主持分 非支配 株主持分 非資産合計 非交配 非支配 東計額会計 新株の発行 107 剩余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 自己株式の取得 本の銀会社の持分変動 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 第62 71 2,851 339 4,125 一 546 4,671 当期変動額合計 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900					5				5
当期末残高 8,627 7,178 67,644 △2,896 80,554 その他の包括利益累計額 行価証券 評価差額金 財産 額 その他の包括利益累計額 課計額累計額名 財産 動額 非支配 株主持分 当期首残高 1,045 △60 622 2,189 3,797 97 5,863 87,082 当期変動額 額 ○ <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>									
その他の包括利益累計額 その他の包括利益累計額 でいるの地方価証券 評価差額金 計価主額金 計価を額金 機延ヘッジ 調整勘定 調整勘定 累計額合計 累計額合計 累計額合計 累計額合計 累計額合計 非支配株主持分 株主持分 当期変動額 人60 622 2,189 3,797 97 5,863 87,082 当期変動額 人107 利余金の配当 当期純利益 自己株式の取得 自己株式の取得 自己株式の取分 非支配株主との取引に保る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) 人1 人1 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) 862 71 2,851 339 4,125 - 546 4,671 当期変動額(純額) 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900	当期変動額合計		53		59	3, 118		△1	3, 229
さの他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ 為替換算 課職給付 に係る調整 累計額台計 累計額額 累計額合計 累計額額 累計額合計 累計額額 累計額合計 累計額額 累計額合計 累計額額 累計額分 累計額合計 累計額額 累計額合計 累計額額 累計額合計 累計額額 累計額分 累別 第一次	当 期 末 残 高		8, 627	7.	, 178	67, 644	Δ	∆2, 896	80, 554
当期首残高 1,045 △60 622 2,189 3,797 97 5,863 87,082 当期変動額 新株の発行 刺余金の配当 親会社株主に帰属する当期純利益 自己株式の取得 自己株式の取り 自己株式の知分 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額(純額) 862 71 2,851 339 4,125 - 546 4,671 当期変動額合計 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900		その他有価証券	繰延ヘッジ	為替換算	退職給付に係る調整	その他の包括利益	新株予約権	非 支 配株主持分	純資産合計
新 株 の 発 行 剰 余 金 の 配 当 総会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 自己 株 式 の 取 得 自己 株 式 の 処 分 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 862 71 2,851 339 4,125 546 4,671 当 期 変 動 額 合 計 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900	当 期 首 残 高		△60	622			97	5, 86	87, 082
 剰余金の配当 組会社株主に帰属する当期純利益 自己株式の取得 自己株式の処分 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額(純額) 339 4,125 546 4,671 当期変動額合計 339 4,125 546 7,900 	当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 自 己 株 式 の 取 得 自 己 株 式 の 処 分 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 合 計 862 71 2,851 339 4,125 - 546 4,671 当 期 変 動 額 合 計 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900	新株の発行								107
当期純利益 自己株式の取得 自己株式の処分 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 862 71 2,851 339 4,125 546 4,671 当期変動額(純額) 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900	剰 余 金 の 配 当								△1,200
自 己 株 式 の 処 分 非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変 動 額 (純 額) 862 71 2,851 339 4,125 546 4,671 当 期 変 動 額 合 計 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900									4, 318
#支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額) 862 71 2,851 339 4,125 546 4,671 当 期 変 動 額 合 計 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900	自己株式の取得								Δ1
係る親会社の持分変動 5 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) 862 71 2,851 339 4,125 546 4,671 当期変動額合計 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900	自己株式の処分								△0
当期変動額(純額) 862 71 2,851 339 4,125 546 4,671 当期変動額合計 862 71 2,851 339 4,125 - 546 7,900									5
		862	71	2, 851	339	4, 125		54	4, 671
当 期 末 残 高 1,908 10 3,474 2,529 7,922 97 6,409 94,983	当期変動額合計	862	71	2, 851	339	4, 125		54	7,900
	当 期 末 残 高	1,908	10	3, 474	2, 529	7, 922	97	6, 40	94, 983

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数・・・・・・ 20社

主要な連結子会社の名称・・・・・ ㈱リケンキャステック

㈱リケン環境システム ㈱リケンヒートテクノ

P.T. パカルティリケンインドネシア

理研汽車配件(武漢)有限公司

リケンメキシコ社 リケンオブアメリカ社 ユーロリケン社

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数・・・・・・ 1社

非連結子会社の名称・・・・・・ アムテックリケン社

小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- 3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数・・・・・・ 4社

持分法適用の関連会社の名称・・・・・・ 台湾理研工業股份有限公司

サイアムリケン社

シュリラムピストンアンドリング社

南京理研動力系統零部件有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用していない主要な関連会社の名称・・・ 八重洲貿易(株)

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

リケンコーポレーションオブアメリカ社、リケンオブアメリカ社、リケンメキシコ社、ユーロリケン社、P.T.パカルティリケンインドネシア、理研汽車配件(武漢)有限公司、理研密封件(武漢)有限公司、PT.リケンオブアジア、リケンセールスアンドトレーディング(タイ)社の決算日は2022年12月31日であります。連結計算書類作成においては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引等については連結上必要な調整を行っております。

- 5. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

満期保有目的の債券・・・・・・・・ 償却原価法 (定額法) によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・時価法(評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法によっております。

法)によっております。

- ③ デリバティブ・・・・・・・・・・ 時価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並び

に2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。耐用年数及び残存価額については、主として

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産・・・・・・・ 定額法によっております。耐用年数については、主として法人税法に規

(リース資産を除く) 定する方法と同一の基準によっております。

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能

期間 (5~10年) に基づく定額法を採用しております。

固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。所有権移転外 ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数

とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金・・・・・・・・・・・貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等

特定の債権については、財務内容評価法により計上しております。

賞与引当金・・・・・・・・・ 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のう

ち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

環境対策引当金・・・・・・・ポリ塩化ビフェニル (PCB) の処分等に係る支出に備えるため、合理的に見積るこ

とができる支出見込額を計上しております。

製品保証引当金・・・・・・・・ 国内連結子会社は、電波暗室事業で今後発生が予想される補修工事に係る支出に

備えるため、合理的に見積ることができる支出見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主として自動車・産業機械部品の製造・販売を行っております。また、電波暗室等の建設も行っております。

商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

また、電波暗室等の建設については、請負契約に基づき、一定の期間にわたり履行義務が充足されるため、発生原価に基づく進捗度を合理的に見積ることができる場合においては、当該進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合においては、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社等の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法・・・・・・ 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理

の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段・・・・・・ 為替予約

ヘッジ対象・・・・・・・ 外貨建営業債権

ヘッジ方針・・・・・・・・・デリバティブ取引についての基本方針は経営会議で決定され、取引権限及び取引

限度額を定めた社内管理規定を設け、為替変動リスクを回避する目的で、為替予

約取引を利用することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法・・・ 為替予約について、将来の取引予定 (輸出等) に基づくものであり、実行の可能

性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

- 1. 固定資産の減損
 - (1) 連結計算書類に計上した金額

減損の兆候を識別した国内子会社の主な固定資産(減損損失計上後)

建物及び構築物1,302百万円機械装置及び運搬具441百万円土地714百万円その他314百万円

減損の兆候を識別した当社の事業部の主な固定資産

建物及び構築物649百万円機械装置及び運搬具1,098百万円土地55百万円その他11百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度において、2期連続して営業損失を計上している当社の事業部の固定資産について減損の兆候を 識別し、当該事業部の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割 引前キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識していません。

また、当連結会計年度において、2期連続して営業損失を計上している国内子会社及び継続して営業損失となる 見込みの国内子会社について減損の兆候を識別し、当該子会社の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フロー の総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った子会社について、減損損 失を認識しました。

この将来業績及び将来キャッシュ・フローは、翌期以降に収益性が一定程度改善することを前提に見積もっています。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、半導体不足や原材料価格・エネルギーコストの上昇等の外部環境の変化により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を追加で認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

当社は、個別注記表の税効果会計に関する注記に記載のとおり、繰延税金資産1,090百万円を計上しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、個別注記表の税効果会計に関する注記に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産は 3,163百万円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額4,068百万円から評価性引当額905百万円を控除 しています。

当社は、繰延税金資産の回収可能性について、将来の合理的な見積可能期間(概ね5年)以内の課税所得を見積り、判断しています。当該課税所得の見積りは、当社と関連の深い自動車産業の生産台数の予測等の影響を受けます。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、半導体不足や原材料価格・エネルギーコストの上昇等の外部環境の変化により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

(追加情報)

(経営統合に関するスケジュールの変更)

当社と日本ピストンリング株式会社は、2022年7月27日付けプレスリリース「株式会社リケンと日本ピストンリング株式会社との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する基本合意書の締結について」にて公表したとおり、対等の精神に基づく経営統合を行うことについて基本合意書を締結し、具体的な協議および検討を進めております。

また、2022年11月28日付けプレスリリース「株式会社リケンと日本ピストンリング株式会社の経営統合のスケジュールに関するお知らせ」にて、公正取引委員会における企業結合審査に要する時間等を考慮し、当該経営統合に関する日程の変更を公表しておりましたが、2023年5月2日、当該経営統合について公正取引委員会への届出及び審査手続きは全て終了し、同委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けました。

両社は、本経営統合を早期に実現することを目指し、引き続き協議および検討を進めてまいります。未定としておりました今後のスケジュールについては、以下の予定にて進めてまいりますが、機関決定を経て確定次第、改めて公表いたします。

本経営統合に関する最終契約書締結	2023年5月23日
定時株主総会 (本株式移転の承認決議)	2023年6月23日 (予定)
東京証券取引所上場廃止日	2023年9月28日(予定)
本株式移転の効力発生日	2023年10月2日(予定)

(注)上記は現時点での予定であり、経営統合の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の 上、合意によりこれを変更する場合があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

98,988百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
自動車部品製造設備	機械装置及び運搬具	新潟県柏崎市	315
自動車部品製造設備	土地	新潟県柏崎市	108
自動車部品製造設備	建物及び構築物	新潟県柏崎市	48
自動車部品製造設備	その他	新潟県柏崎市	65
	539		

(経緯)

自動車部品製造設備については、当社及び子会社において、収益性の低下等により「固定資産の減損に係る会計 基準」に基づく減損の兆候が認められたことから、減損損失を認識しました。

(グルーピングの方法)

自動車部品製造設備については、当該製造を行う当社事業部及び子会社を独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてグルーピングしております。将来の使用見込みがない遊休資産については、管理会計上の区分を基本とした個々の資産単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

当社においては正味売却価額により測定しており、第三者により合理的に算定された評価額を基礎として評価しております。子会社においては使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

		当連結会計年度 期首株式数(株)	増加株式数 (株)	減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
--	--	---------------------	-----------	----------	--------------------

普通株式	10, 648, 466	40, 400	_	10, 688, 866
------	--------------	---------	---	--------------

(注)普通株式の増加は、新株の発行40,400株によるものです。

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	645, 730	837	85	646, 482

- (注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り837株によるものです。 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増し請求85株によるものであります。
- 3. 新株予約権に関する事項(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)

			目的となる株式の数(株)			
会社名	内訳	目的となる 株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末
当社	ストックオプションと しての新株予約権	普通株式	23, 100	_	_	23, 100

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	600	60.00	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	600	60.00	2022年9月30日	2022年12月6日

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2023年6月23日定時株主総会に下記議案が付議されております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	602	60.00	2023年3月31日	2023年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等とし、また、資金調達については主に銀行等の金融機関借入による方針です。デリバティブは、売掛金等の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券である株式につきましては、市場価格の変動をモニタリングしています。

営業債務である支払手形及び買掛金につきまして、その支払期日は1年以内がほとんどであります。

長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資及びM&Aに係る資金調達です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表価額5,976百万円)は、(1)投資有価証券に含まれておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 投資有価証券			
関係会社株式	5, 300	7, 749	2, 449
その他有価証券	11, 867	11, 867	_
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	(10, 000)	(9, 857)	△142
(3) デリバティブ取引(*2)	15	15	

- (*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算 定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位:百万円)

区分	時価					
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券	11,867	_	_	11, 867		

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位・百万円)

				(千匹・ログロ)
区分	時価			
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	7, 749	_	_	7, 749
長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金含む)	_	9, 857	_	9, 857
デリバティブ取引	_	15	_	15

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券及び関係会社株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主たる地域市場

(単位:百万円)

	自動車・産業 機械部品事業	その他 (*1)	合計
日本	33, 628	12,873	46, 501
アジア	20, 357	301	20, 658
米国	10, 563	169	10, 732
その他	8, 353	136	8, 489
顧客との契約から生じる収益	72,902	13, 479	86, 382
その他の収益	_	_	_
外部顧客への売上高	72, 902	13, 479	86, 382

(*1)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、配管機器事業、EMC事業及び熱エンジニアリング事業等を含んでおります。

収益認識の時期

(単位:百万円)

	自動車・産業 機械部品事業	その他 (* 1)	合計
一時点で移転される財又はサービス	72, 902	12,065	84, 968
一定の期間にわたり移転される財又はサー ビス	_	1, 414	1, 414
顧客との契約から生じる収益	72, 902	13, 479	86, 382
その他の収益	_	_	_
外部顧客への売上高	72,902	13, 479	86, 382

- (*1)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、配管機器事業、EMC事業及び熱エンジニアリング事業等を含んでおります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - (1) 契約資産の残高等

(単位:百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	19, 751
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	21, 713
契約資産(期首残高)	78
契約資産(期末残高)	249

契約資産は電波暗室等の建設から生じております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

8,810円30銭

2. 1株当たり当期純利益

431円60銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益

430円61銭

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は5月9日付けにて、JFE継手株式会社の株式76.56%をJFEスチール株式会社より取得し、子会社化を完了しております。また同日に日本継手株式会社(以下、「日本継手」という)に商号変更を実施しております。

1. 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称: JFE継手株式会社

事業の内容 : ガス、水道、その他配管用継手および建築・産業機械部品の製造並びに販売、

プレハブ配管加工

②企業結合を行う主な理由

近年、自動車業界は100年に一度と言われる大きな変革の中にあり、当社の主力事業であるエンジン部品をめぐる市場認識は厳しくなっております。当社は中期計画「PLAN2022」において掲げているとおり、次世代新事業として非ICE(Internal-combustion engine=自動車エンジン等の内燃機関)事業の拡大を企図し、親和性の高い事業領域におけるポートフォリオの拡充のため、M&Aの積極的な活用を検討してまいりました。

日本継手は、幅広いラインナップの配管継手を製造・販売しており、高品質な製品力を背景に多くの顧客との長年 にわたる取引を通じた強固なリレーションを保持し、業界のリーディングプレイヤーの一角として地位を有しております.

日本継手はガス管継手分野において確固たるプレゼンスを有している一方、当社とは主力商品が的確に棲み分けられているものと認識しており、今後もライフラインを支える重要製品である配管継手の製造・販売において両社が適時適切に供給責任を果たしていくために、本株式取得により幅広くシナジー効果を期待することが出来ます。さらに、大幅な生産性改善や高品質の製品を供給できるサステナブルな体制の確立も可能となることに加え、当社グループのカーボンニュートラルに向けた気候変動問題への取組みも加速することが出来るものと考え、株式取得を決定するに至りました。

当社は、日本継手を当社グループに迎え、両社の強みを活かした高品質な製品を顧客へ継続して提供することで、中長期的な経営の安定を通じた持続的な成長及び企業価値向上の実現を目指してまいります。

③企業結合日

2023年5月9日 (みなし取得日 2023年4月1日)

④企業結合の法定形式 現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称 日本継手株式会社

⑥取得する議決権比率 76.56%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

本株式取得の相手先との取り決めにより、非開示とさせていただきます。株式の取得原価は、第三者により合理的に算定された株式価値を基礎として決定しております。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

主要な取得関連費用はアドバイザリー費用等で、現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債額並びにその主な内訳 現時点では確定しておりません。

(多額の資金の借入)

当社は2023年3月22日開催の取締役会決議に基づき、主に日本継手株式会社(旧JFE 継手株式会社)の株式取得に要する資金の充当として、以下のとおり2023年4月28日に借入を実行いたしました。

(1) 借入先:株式会社みずほ銀行

(2) 借入金額:3,000百万円

(3) 借入利率:基準金利+スプレッド

(4) 借入実行日:2023年4月28日

(5) 借入期間:5年

(6) 担保の有無:無担保、無保証

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

資產	の	部	負	債	の	部
科目	金	額	科	目	金	
流 動 資 産		39, 869		負 債		16,618
現金及び預金		12, 374	支 払		形	3, 433
受 取 手 形		2, 896	買		金	4, 022
売 掛 金		13,870		定の長期借入金		3,000
商品及び製品		4, 176	リ ー		务	23
原材料及び貯蔵品		1, 222	未		金	248
仕 掛 品		2, 284	未 払		刊	965
前払費用		201	未 払 法		等	79
関係会社短期貸付金		913	預		金	3, 136
未収還付法人税等		418	賞 与		金	1,040
そ の 他		1, 777			形	614
貸倒引当金		△267	そ		也	53
固 定 資 産		37, 158		負 債	,	7, 137
有 形 固 定 資 産		12, 739	長 期		金	7,000
建物		6, 057	<u>у</u> –		务	57
構築物		572	環境対		金	9
機械及び装置		3, 726	そ		也	70
車両運搬具		14	負 債		+	23, 755
工具、器具及び備品		322	純	資 産	の	部
土 地		1, 158		資本		51, 319
リース 資産		102	資本			8, 627
建設仮勘定		785	資本乗		,	6, 658
無形固定資産		2,065	資本		金	6, 658
借 地 権		30	利益乗		_	38, 929
ソフトウェア		222	利益		金 	1, 457
ソフトウエア仮勘定		142			金	37, 471
リース 資産		1,652	配当引海外事		金 金	4,000
そ の 他		16	圧縮 記		金	10, 000 10
投資その他の資産		22, 353		全圧縮積立3		31
投 資 有 価 証 券		11, 932	月 東 浜 貝 浜		金	5, 500
関係 会社株式		6, 172	操越利		立 金	17, 929
関係会社出資金		2, 560		株式	14.	$\triangle 2,896$
繰 延 税 金 資 産		1,090		差額等		1, 855
前払年金費用		272	その他有価証			1,844
保 険 積 立 金		51	操延へッ			11
そ の 他		276	新株予	約権		97
貸 倒 引 当 金		$\triangle 4$			H	53, 272
資 産 合 計		77,027		純資産合計		77, 027
<u> </u>		, 021			1	. 1, 021

<u>損 益 計 算 書</u> (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

7	科		I		金	額
売		上	高			51, 909
売	上	原	価			41, 762
売	上	総	利 益			10, 146
販う	売 費 及 で	び一般が	管 理 費			8, 745
営	業	手	当 益			1, 401
営	業	外 収	益			
	受	取	利	息	27	
		取 配	当	金	5, 124	
	生 命	保 険	配 当	金	148	
	為	替	差	益	68	
		取 保	険	金	600	
	そ	\mathcal{O}		他	129	6, 098
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	94	
	そ	\mathcal{O}		他	119	214
経	常	禾	当 益			7, 285
特	別	利	益			
	固 定	資 産	売 却	益	16	16
特	別	損	失			
	固 定	資 産	除却	損	40	
	減	損	損	失	154	
	システ	ム障		用	138	
		有 価 証	券 売 却	損	116	
		社貸倒引			138	589
税	引 前	当 期	純 利	益		6, 713
			及び事業	税	697	
法	人 税		調整	額	390	1,087
当	期	純	利	益		5, 625

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

												(4	型. 日刀	1 1/	
				株			主		資	ť		本			
		資本乗	則余金		利	立	益	現	钊	余	金				
	資本金	資本	_本 資本		利益			ž	その他利益	益剰余金			利益	自己	株主 資本
		準備金	剰余金 合計	準備金	配当引当 積立金	海外事	業金	圧縮記帳 積立金	買換資産 圧縮積立金		繰越利益 剰余金	剰余金 合計	株式	合計	
当期首残高	8, 573	6,604	6,604	1, 457	4,000	10, 0	_	10		5, 500		34, 504	△2,894	46, 78	
当期変動額															
新株の発行	53	53	53											10	
剰余金の配当											△1,200	△1,200		△1,20	
当期純利益											5, 625	5,625		5, 62	
自己株式の取得													△1	\triangle	
自己株式の処分											$\triangle 0$	△0	0	(
圧縮記帳積立金の取崩								$\triangle 0$			0	_		_	
買換資産圧縮 積立金の取崩									Δ1		1	_		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)															
当期変動額合計	53	53	53	_	_		-	△ 0	△1	-	4, 427	4, 425	Δ1	4, 53	
当 期 末 残 高	8,627	6,658	6,658	1, 457	4,000	10, 0	000	10	31	5, 500	17, 929	38, 929	△2,896	51, 319	
	評	価	•		喚 第	L	差	額	等	±π. 44-	· マ 64 +	des 6.4t	<i>∀h</i> r → 1.	\ =I	
		他有位于 差	西証券 額 金		ヘッジ	損益	評差		換 算合 計	利 你	: 予 約 村	生 和	資産	∃ #T	
当期首残高	5		1, 039	Э		$\triangle 55$			984			97		47, 869	
当期変動額	-														
新株の発行														107	
剰余金の配当														△1,200	
当期純利益														5, 625	
自己株式の取得														$\triangle 1$	
自己株式の処分														0	
圧縮記帳積立金の取削															
買換資産圧縮 積立金の取崩															
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			808	5		66			871			-		871	
当期変動額合計	_		808	5		66			871			-		5, 403	

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券

フの地子伊む光

子会社株式等及び関連会社株式・・・・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均 法により算定)によっております。

市場価格のない株式等・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

(3) デリバティブ・・・・・・・・・・ 時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・・・・ 定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産・・・・・・・ 定額法によっております。

(リース資産を除く) 耐用年数に

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5~10年)に其づく字類はお採用しております。

10年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産・・・・・・・・・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、

残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・・・・・・・・・貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特

定の債権については、財務内容評価法により計上しております。

賞与引当金・・・・・・・・・・・従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、

当事業年度に帰属する額を計上しております。

退職給付引当金・・・・・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産

の見込額に基づき計上しております。年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認 識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には、当該 差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用と

して計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計 処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっておりま す。 環境対策引当金・・・・・・・・・ ポリ塩化ビフェニル (PCB) の処分等に係る支出に備えるため、合理的に見積ることができる支出見込額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主として自動車・産業機械部品の製造・販売を行っております。当該商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の方法・・・・・・・ 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の

要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

ヘッジ手段・・・・・・ 為替予約

ヘッジ対象・・・・・・・ 外貨建営業債権

ヘッジ方針・・・・・・・デリバティブ取引についての基本方針は経営会議で決定され、取引権限及び取引限

度額を定めた社内管理規定を設け、為替変動リスクを回避する目的で、為替予約取

引を利用することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法・・・ 為替予約について、将来の取引予定(輸出等)に基づくものであり、実行の可能性

が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 計算書類に計上した金額

減損の兆候を識別した当社の事業部の主な固定資産

建物及び構築物 649百万円 機械装置及び運搬具 1,098百万円 土地 55百万円 その他 11百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度において、2期連続して営業損失を計上している事業部の固定資産について減損の兆候を識別し、当該事業部の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識していません。

この将来業績は、翌期以降に収益性が一定程度改善することを前提に見積もっています。

この見積りにおいて用いた仮定が、半導体不足や原材料価格・エネルギーコストの上昇等の外部環境の変化により見直しが必要になった場合、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,090百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、税効果会計に関する注記に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産は3,163百万円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額4,068百万円から評価性引当額905百万円を控除しています。

当社は、繰延税金資産の回収可能性について、将来の合理的な見積可能期間(概ね5年)以内の課税所得を見積り、判断しています。当該課税所得の見積りは、当社と関連の深い自動車産業の生産台数の予測等の影響を受けます。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、半導体不足や原材料価格・エネルギーコストの上昇等の外部環境の変化により見直しが必要になった場合、翌事業年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があ

ります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 5,737百万円 短期金銭債務 5,235百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 13,652百万円 仕入高 18,758百万円 販売費及び一般管理費 266百万円 営業取引以外の取引による取引高 5,174百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	645, 730	837	85	646, 482

67,399百万円

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取り837株によるものです。 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増し請求85株によるものです。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	316百万円
未払費用	95百万円
未払事業税	9百万円
棚卸資産評価損	103百万円
退職給付引当金	2,193百万円
減価償却	598百万円
関係会社株式評価損	414百万円
未払金	3百万円
その他	332百万円
小計	4,068百万円
評価性引当額	△905百万円
繰延税金資産合計	3,163百万円

繰延税金負債

退職給付信託設定益	△1,242百万円
その他有価証券評価差額金	△806百万円
買換資産圧縮積立金	△13百万円
圧縮記帳積立金	△4百万円
為替予約	△4百万円
繰延税金負債合計	△2,072百万円
繰延税金資産の純額	1,090百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	$\triangle 20.4\%$
住民税均等割額	0.3%
評価性引当額の増減	1.2%
試験研究費税額控除	$\triangle 1.2\%$
外国源泉税	6.0%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.2%

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社

		議決権等の所有	関係内容			取引金額		期末残高
属性	会社等の名称	(被所有)割合	役員等の 兼任等	事業上の 関係	取引の内容	(百万円)	科目	(百万円)
子会社	㈱リケン キャステック	所有 直接100.0%	有	自動車用鋳造 部品等の製造 委託	当社製品の 製造委託	5, 800	買掛金	675
子会社	日本メッキ工業㈱	所有 直接64.4%	有	ピストンリン グの表面処理 加工委託	資金の預り	ı	預り金	986
子会社	㈱リケンブラザー 精密工業	所有 直接51.0%	有	カムシャフト の製造委託	資金の貸付		関係会社 短期貸付金	817
子会社	リケンオブ アメリカ社	所有 間接100.0%	有	当社製品の米 国地区の販売	当社製品の 販売委託	4, 847	売掛金	1, 284
子会社	ユーロリケン社	所有 直接100.0%	無	当社製品の欧 州地区の販売	当社製品の 販売委託	1, 853	売掛金	697

- (注) 1. 製品の販売及び購入について、価格等の取引条件は市場の実勢価格等を参考にして価格交渉の上で決定して おります。
 - 2. 資金の貸付及び預りについて、当社はグループ内の資金を一元管理しております。基本契約に基づき、残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
 - 3. 関係会社への貸付金に対し、貸倒引当金を267百万円計上しております。また、当事業年度において、貸倒引当金繰入額を138百万円計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額5,295円07銭2. 1株当たり当期純利益562円27銭3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益560円98銭

(重要な後発事象)

(多額の資金の借入)

連結注記表の(重要な後発事象)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 リ ケ ン 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 出 正 弘

指定有限責任社員

公認会計士 杉 浦 野 衣

業務執行社員 指定有限責任社員

業務執行社員公認会計士 石 川 慶

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リケンの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リケン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社 リ ケ ン 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 出 正 弘

指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 野 衣

業務執行社員 公認公司工 杉 佣 野 农 指定有限责任社員 公認会計士 石 川 慶 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リケンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

CZ F

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度に おける取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、 以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- 一 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、 監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制所 管部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用し ながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関 する事項の報告を受け、特に監査重点項目やインシデント対応等では必要に 応じて説明を求め、個別会議等に出席し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社 及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、国内 外の子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その 業務及び財産の状況を調査しました。
- 二 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重 大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。 また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の 執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認めら れません。

尚、事業報告に記載の通り、当社において発生したサイバーインシデントの 対応において、監査等委員会は、当社が原因調査・分析に基づき、セキュリ ティ強化と緊急対応体制の再構築による再発防止策を実施していることを確 認しました。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されてい る会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったもの であり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役 員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

2022年11月4日に開催した取締役会において、JFE継手株式会社の株式を取得し、 JFE継手株式会社を子会社化することを決議し、同日付けで締結した株式譲渡契約に 基づき、2023年5月9日に同社株式の譲渡が完了しました。

2023年5月22日

株式会社 リ ケ ン 監査等委員会
常勤監査等委員 国 元 晃 印
監査等委員 岩 村 修 二 印
監査等委員 本 多 修 印

(注) 監査等委員岩村修二及び本多修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項 に規定する社外取締役であります。

以上

埼玉県さいたま市中央区本門東五下月12番10号 日本ピストンリング株式会社

代表取締役 高橋 輝夫



この謄本は、原しと相違ありません